

施工条件の明示

事務所名：千葉県香取土木事務所

工 事 名：県単舗装道路修繕工事（青馬工区）

路 線 名：一般県道 小見川海上線

工 事 箇 所：香取郡東庄町 青馬

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期を遵守すること。
用 地 関 係	・ 特になし。
公害対策関係	・ 工事に伴う騒音、振動、粉塵等に対し、十分配慮すること。 ・ 本工事で使用する建設機械は低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に起因する公道等の汚れ、破損等については清掃・復旧をすること。
安全対策関係	・ 関係法令を遵守するとともに「土木工事安全施工技術指針」を厳守しなければならない。また作業中は適宜、交通整理員等を配置し適正な安全対策を施すとともに、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意すること。 ・ 安全施設類については、現場条件に応じて設置し、警察等、第三者との協議に基づき実施するものとする。 ・ 安全訓練等については共通仕様書によるものとする。
工事用道路関係	・ 特になし。
仮 設 備 関 係	・ 特になし
建設副産物関係	・ 特記仕様書による。
工事支障物件等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに支障物件等が発見された場合には立会等を行い必要な対応策を講じ施工すること。
排水工関係 (汚水処理を含む)	・ 特になし。
薬液注入関係	・ 特になし。
そ の 他	・ 地元住民に対し、事前に工事の広報を行うとともに工事中も十分調整を図りながら施工すること。また、施工中は交通状況を把握し、渋滞を極力抑えるように施工すること。 ・ 人孔等がある場合は、占有者と嵩高調整を行うこと。 ・ 縦横断計画は上下線を考慮したものとする。 ・ 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑問が生じた場合は別途協議する。